

埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業 強化指定選手選考委員会設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業（以下、「本事業」という。）における強化指定選手（以下、「特別強化指定選手」という。）候補者を選考することを目的として、埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業強化指定選手選考要綱（以下、「選考要綱」という。）第4条に定める選考委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌事務は、本事業における特別強化指定選手候補者の選考に関する次の事項とする。

- (1) 特別強化指定選手候補者の選考基準に関すること。
- (2) 特別強化指定選手候補者の選考に関すること。
- (3) その他、委員長が必要と認めた事項に関すること。

(委員及び構成)

第3条 委員は別表に掲げる団体等により構成するものとする。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は県民生活部県民スポーツ文化局長をもって充てる。
- 4 委員長は委員の会務を総括する。

(委員等の任期)

第4条 委員長及び委員の任期は知事からの依頼通知を受け、承諾した日から当該年度の3月末日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は委員長が務める。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 会議にやむを得ない理由のため出席できない委員は、当該委員の指名する者に会議への出席及び議決権の行使を委任することができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、選考要綱第5条に定める選考基準に基づき、公正、公平に特別強化指定選手候補者を選考しなければならない。

2 委員は選考委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本事業の受託者において行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

(別表)

埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業
強化指定選手選考委員会 構成団体等

	区分	団体等名
1	学識経験	大学教授
2	学識経験	埼玉県総合リハビリテーションセンター
3	スポーツ関係団体	公益財団法人埼玉県スポーツ協会
4	スポーツ関係団体	一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会
5	行政機関	埼玉県県民生活部県民スポーツ文化局長